

2025 年 10 月 27 日

神奈川県医療労働組合連合会

執行委員長 三村 奈緒美

陳情第
17号

安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の

処遇改善につなげる報酬 10%以上の引き上げを求める陳情書

【陳情趣旨】

政府は、2024 年の診療報酬・介護報酬改定で賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「新介護加算」を盛り込みましたが、その効果は極めて限定的であり、「2.5%のベースアップ目標」には程遠く、2025 年春闘結果で日本医労連加盟の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は 2.07% (5,772 円) に留まり、2025 年民間主要企業春季賃上げ平均率 5.52%、平均額 18,629 円と比べて三分の一程度に留まっています。さらには年間賞与の平均額においては、もともとが民間主要企業の半分程度なところを、今年さらに引き下げられる医療機関や介護施設が続出しています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、最低でも全産業平均を上回る賃上げで格差を埋め、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきです。その賃上げのためには、事業存続の危機にまで至っている医療・介護施設への緊急援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬を最低でも 10%以上引き上げ^{xxii} すべきです。差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、下記事項につき地方自治法第 99 条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

¹ 年収ベースで全産業平均賃金との格差を埋め、物価高騰を上回るすべてのケア労働者の賃上げには月額平均 5 万円以上の賃上げが必要であり、24 年診療報酬改定に盛り込まれた「ベア評価料」・賃上げの原資に必要な診療報酬引き上げ率 0.61%を基礎に 5 万円に必要な診療報酬引き上げ率を 6.31%と算出したうえで、賞与の財源を捻出するためには医療・介護事業所が物価高騰を上回るプラス改定が必要であるため、それを加味して 10%以上の引き上げ率とした。

記

【陳情項目】

1. 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、26 年度の診療報酬改定と、1 年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、すべての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各 10%以上の引き上げ改定を実施すること。また当面の支援策として、25 年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

以上

安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、
すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬 10%以上の
引き上げを求める意見書（案）

政府は、2024 年の診療報酬・介護報酬改定で賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「新介護加算」を盛り込みましたが、その効果は極めて限定的であり、「2.5%のベースアップ目標」には程遠く、2025 年春闘結果で日本医労連加盟の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は 2.07%（5,772 円）に留まり、2025 年民間主要企業春季賃上げ平均率 5.52%、平均額 18,629 円と比べて三分の一程度に留まっています。さらには年間賞与の平均額においては、もともとが民間主要企業の半分程度なところを、今年さらに引き下げられる医療機関や介護施設が続出しています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、最低でも全産業平均を上回る賃上げで格差を埋め、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきです。その賃上げのためには、事業存続の危機にまで至っている医療・介護施設への緊急援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬を最低でも 10%以上引き上げるべきです。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために下記、要請いたします。

ⁱ 年収ベースで全産業平均賃金との格差を埋め、物価高騰を上回るすべてのケア労働者の賃上げには月額平均 5 万円以上の賃上げが必要であり、24 年診療報酬改定に盛り込まれた「ベア評価料」・賃上げの原資に必要な診療報酬引き上げ率 0.61%を基礎に 5 万円に必要な診療報酬引き上げ率を 6.31%と算出したうえで、賞与の財源を捻出するためには医療・介護事業所が物価高騰を上回るプラス改定が必要であるため、それを加味して 10%以上の引き上げ率とした。

記

1. 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、26 年度の診療報酬改定と、1 年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、すべての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各 10%以上の引き上げ改定を実施すること。また当面の支援策として、25 年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出いたします。

2025 年 月 日

〇〇〇〇〇〇議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣